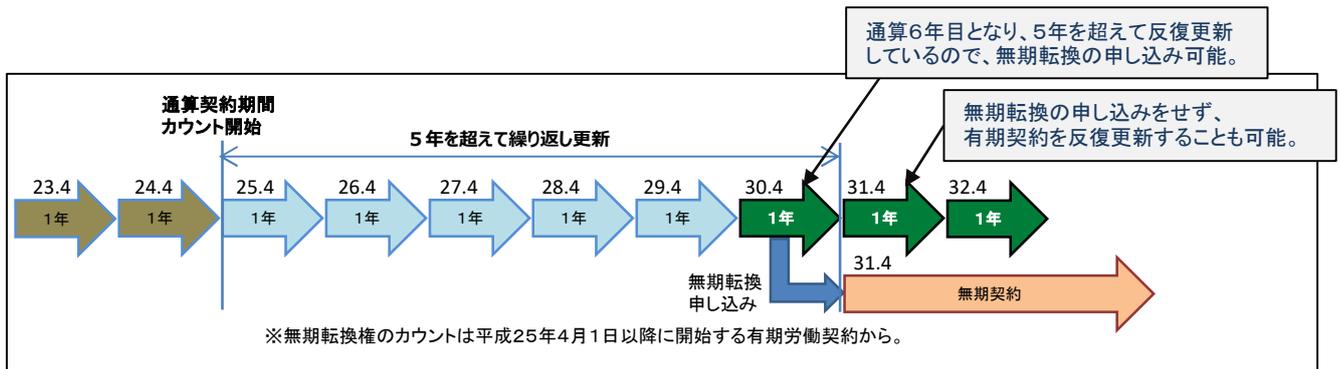


無期転換ルールと有期雇用特別措置法の特例について

労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されていますが、施行後5年となる平成30年度から無期転換の申し込みが本格化することが見込まれます。
また、高度専門職従事者、継続雇用の高齢者等については、厚生労働大臣の認定を受けることにより、有期雇用特別措置法による特例の適用を受けることができます。

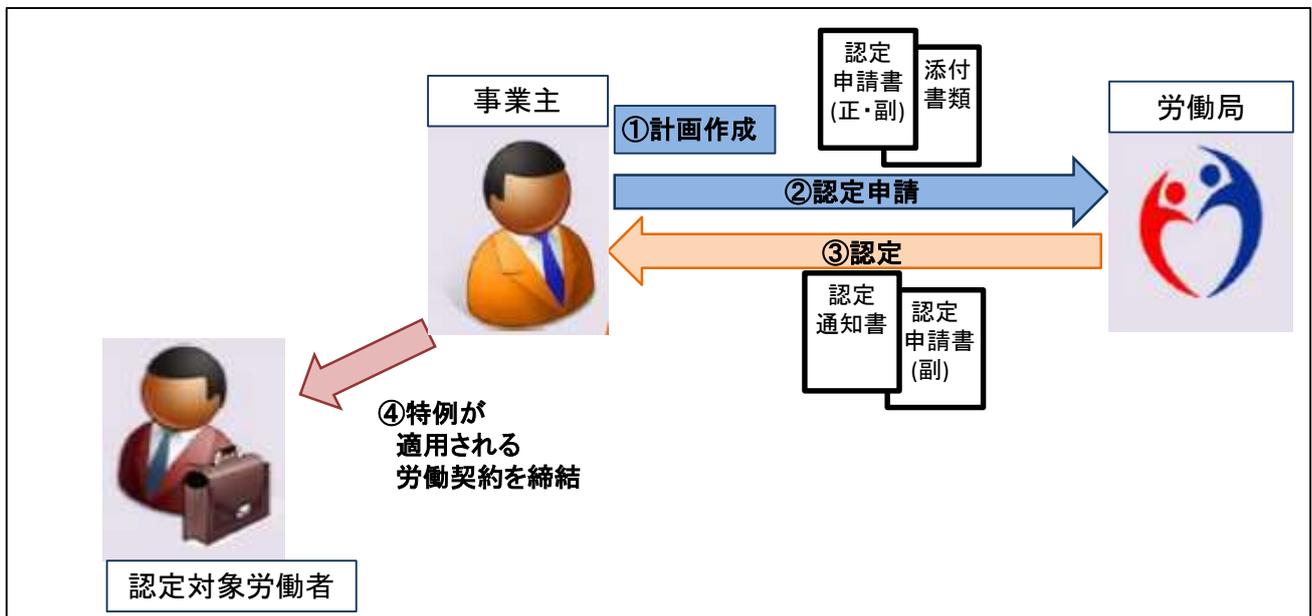
無期転換ルールの仕組み（労働契約法第18条）

同一の使用人との間で、**有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合**に、労働者の申し込みにより、**無期労働契約に転換**します（労働契約法第18条第1項）。



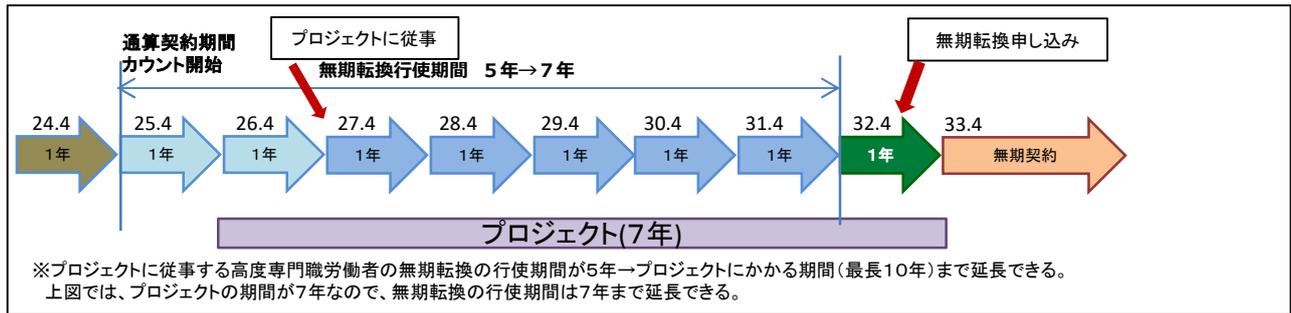
有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例

- ① **年収1075万円以上の高度専門職従事者**と② **定年（60歳以上）後継続雇用される高齢者**については、無期転換ルールに関する特例の適用を受けることができます。
- 特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出して認定を受ける必要があります。
- 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者（高度専門職と継続雇用の高齢者）について、無期転換ルールに関する特例が適用され、無期転換権を行使するための期間が変わります。

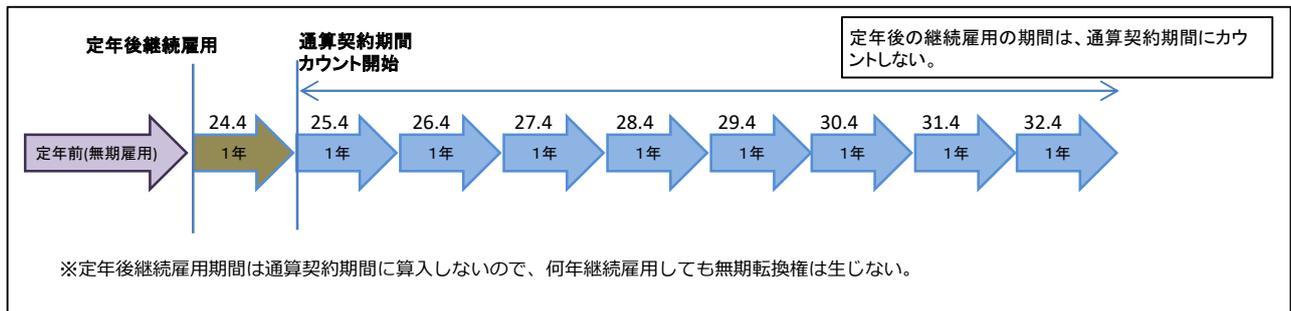


有期雇用特別措置法に基づく認定の効果

【高度専門職】



【定年後継続雇用者】



認定申請についての留意事項

- 申請後は、都道府県労働局において審査のうえ、認定・不認定を行います。
- 申請書に疑義がある場合や書類に不備がある場合は、労働局から問い合わせることがあります。
- 認定された計画に変更が生じた場合は、計画の変更申請が必要となります。
- 労働局長は、認定を受けた事業主に対し、計画に記載された事項の実施状況について報告を求めることができるほか、措置の適切な実施のための指導と助言ができることとされています。
- 認定された計画が不適当なものとなった場合や、措置の適切な実施のための指導と助言に従わない場合、認定を取り消すことがあります。

労働条件の明示について

- 有期雇用特別措置法による特例の適用に当たっては、紛争防止の観点から、事業主との契約の締結・更新時に、特例の対象となる労働者に対して、
 - ① 高度専門職・・・5年→プロジェクトにかかる期間(最長10年)まで行使期間が延びること
特例の対象となるプロジェクトの具体的な範囲
 - ② 定年後継続雇用者・・・継続雇用の期間はカウントされない→無期転換権が発生しないこと
について書面で明示することが必要です。
- 契約期間の途中で特例の対象となる場合についても、紛争防止の観点から、明示することが望まれます。

無期転換権や有期雇用特別措置法についての情報

詳細な情報については、厚生労働省ホームページでご確認いただくか、徳島労働局雇用環境・均等室まで、お問い合わせください。

徳島労働局 雇用環境・均等室

徳島市徳島町城内 6-6

TEL 088-652-2718 FAX 088-652-2751